

Go To トラベル事業 (地域共通クーポン)

目次

- 1. 事業の目的 ————— P. 2
- 2. 地域共通クーポンの概要 ————— P. 5
- 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで —— P. 1 9
- 4. 問い合わせ先 ————— P. 3 3

1. 事業の目的

1. 事業の目的

観光需要喚起による地域経済の回復

観光産業は、旅行業や宿泊業のみならず、貸切バス、ハイヤー・タクシー、レンタカー、フェリー、飲食業、物品販売業など、裾野が非常に広く、地方経済を支える重要な産業であるが、新型コロナウイルス感染症発生直後より、大変深刻な影響を受けている



多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出

1. 事業の目的

「安全で安心な新しい旅のスタイル」の普及・定着

感染拡大の防止と観光振興の両立を図っていく必要があり、そのためにも安心して観光・旅行に行って頂ける環境を整えることが重要



観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求め、
本事業を通じて、ウィズコロナの時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を確立し、普及・定着させる

2. 地域共通クーポンの概要

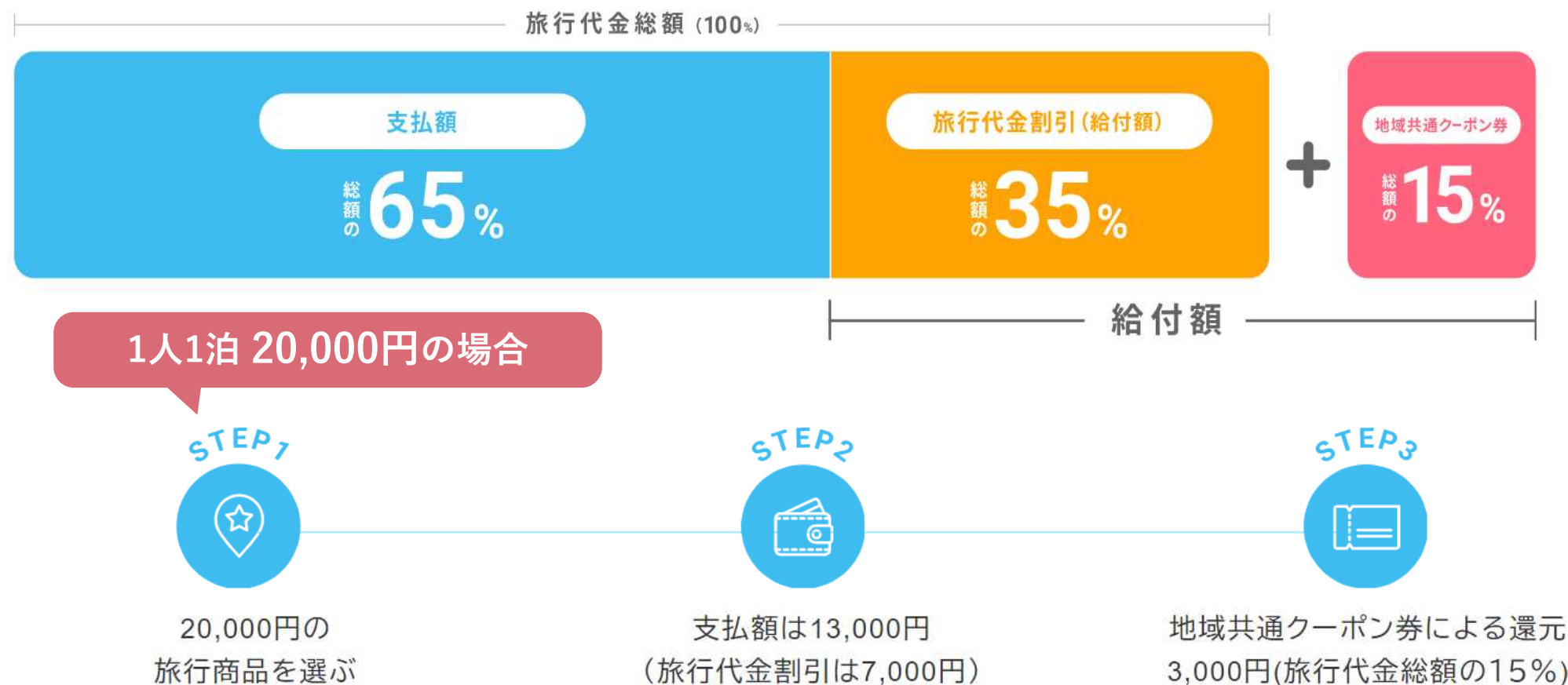
2. 地域共通クーポンの概要

(1) 地域共通クーポンの給付額

- ・ **旅行代金の15%相当額**を地域共通クーポンとして旅行者に配布

※ 旅行代金の15%に1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入
＝端数が500円以上の場合は1,000円を付与

- ・ 一人一泊あたり6,000円が上限（日帰り旅行は3,000円が上限）



(2) 発行形態・券種

- ・ **発行形態** : ①紙クーポン
②電子クーポン
- ・ **発行券種** : ①紙クーポン : 券種1,000円
②電子クーポン : 券種1,000円、2,000円、5,000円

イメージ

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン



※ 取扱店舗は、紙クーポン・電子クーポンのいずれか一方のみを取り扱うこととしても構わない。

2. 地域共通クーポンの概要

(2) 発行形態・券種

【①紙クーポン】

・発行券種：券種1,000円

【利用エリア】
旅行会社・宿泊事業者で
スタンプを押印

(例) 宿泊地＝長野県の場合

長野県
群馬県 埼玉県
新潟県 富山県
山梨県 岐阜県
静岡県 愛知県

【取扱店舗控】
取扱店舗で保管

【偽造防止対策】

隠し文字等

表面



【有効期間】
旅行会社・宿泊事業者で
記入orスタンプを押印

2020.11.3

裏面



【本券】
事務局に郵送して
精算

2. 地域共通クーポンの概要

(2) 発行形態・券種

【②電子クーポン】 ・ 発行券種：券種1,000円、2,000円、5,000円

① 受取ページへの
ログイン

② 発行したい券種を選択

③ クーポン発行

④ 取扱店舗のQRコード
読み取り

ようこそ、GoTo TRAVELクーポンページへ
旅をおとくに、思いっきり楽しもう！

クーポンを発行するための
情報を入れてください

チェックイン日の15時からクーポンを利用できます。
日帰り旅行の場合は12時からクーポンを利用できます。

予約した旅行会社の旅行者等ID

番号を入力してください

予約番号・受付番号等

番号を入力してください

初泊の宿泊施設の都道府県

都道府県を選択してください

※日帰り旅行の場合は主たる目的地

クーポン利用上の注意 および
新型コロナウイルス感染防止のためのエチケット

上記に同意してクーポンを見る

クーポンを発行

以下の中から使いたい金額を選んでください
これ以外の単位で使用することはできません

残高 有効期限：10月22日

¥8,000

No.1234567890123456

利用可能地域：長野/富山/新潟/山梨/岐阜/静岡
発行宿泊施設：ああああああああああああ
18文字目から折り返しああああホテル

利用する金額を選ぶ

¥1,000

¥2,000

¥5,000

クーポンを発行する

クーポンを発行

以下の中から使いたい金額を選んでください
これ以外の単位で使用することはできません

クーポンを発行しました

¥2,000

残高 ¥8,000

今すぐ使う

LINEで送る

とっておく



⑤ 店舗に提示し
決済確認

※取扱店舗においては、登録完了後に提供されるQRコードを置けば、特段の設備の用意は不要。

(3) 有効期間

- ・ **宿泊旅行**の場合 : **宿泊日及びその翌日**
- ・ **日帰り旅行**の場合 : **旅行の当日**

- ※ 地域共通クーポン制度開始日（10月1日）以降に開始する旅行を対象。
旅行代金の割引支援の終了をもって、地域共通クーポンの付与も終了。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、地域共通クーポンの配布及び利用の全部又は一部を停止することがある。

2泊3日旅行の場合

有効期間

11/21

Day1

(宿泊)

11/22

Day2

(宿泊)

11/23

Day3

日帰り旅行の場合

有効期間

11/21

Day1

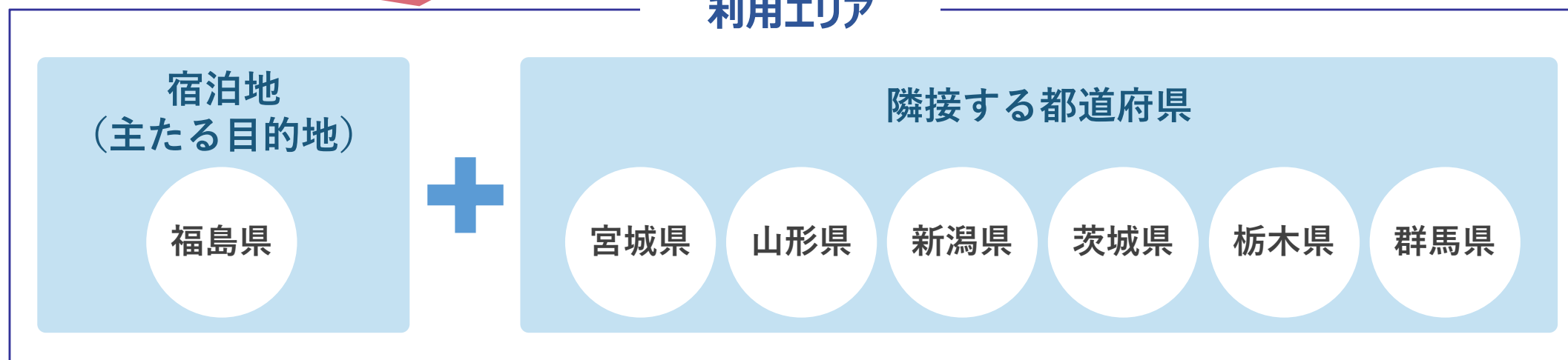
(日帰り)

(4) 利用エリア

- ・ **宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）の属する都道府県**
及び当該都道府県に**隣接する都道府県**

宿泊地（日帰り旅行の場合は主たる目的地）が **福島県** の場合

利用エリア



※ 複数の宿泊地を含む旅行の場合にあっては、最初の宿泊地においてすべての地域共通クーポン（最初の宿泊地の属する都道府県及びその隣接都道府県を利用エリアとするもの）を旅行者に配布する。ただし、旅行業者等が対応できる場合には、宿泊地ごとに分割して配布することができる。

(5) 利用可能店舗

- ・ **地域共通クーポンの取扱店舗**として、Go To トラベル**事務局の登録**を受けた店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。）
- ・ 地域共通クーポン取扱店舗かどうかは、**店頭など見えやすい場所でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式HPでの公表**により、旅行者にわかるよう可視化

※ ポスター掲示写真の提出がある
までは公式HPには掲載されない

ステッカー

使用可能なクーポン
(紙・電子) を可視化

GO TO
トラベル

地域共通
クーポン
取扱店舗

ご利用可能なクーポン

☐ 紙クーポン
☐ 電子クーポン

この店舗の所在地は、

都・道
府・県

が使えます。

です。

2. 地域共通クーポンの概要

(6) 地域共通クーポンの利用対象にならない商品・サービス

区分	事例
(1) 行政機関等への支払い	① 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ② 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ③ 宝くじ（ジャンボ宝くじ、toto、BIG等） ④ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） ※運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
(2) 日常生活における継続的な支払い	① 電気、ガス、水道、電話料金等 ② NHK放送受信料 ③ 不動産賃料 ④ 駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ⑤ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
(3) 換金性の高いものの購入	① 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ② プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ③ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
(4) その他	① 地域共通クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの ※利用者が利用エリア外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象） ② 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ③ 授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象 ④ 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ⑤ 既存の債務の弁済 ⑥ 各種サービスのキャンセル料 ⑦ 電子商取引 ⑧ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ⑨ 公序良俗に反するもの ⑩ 社会通念上不適當とされるもの ⑪ その他各取扱店舗が指定するもの

2. 地域共通クーポンの概要

(7) 地域共通クーポンの配布方法

旅行・宿泊商品の購入先		発行形態	旅行者に 配布する主体
① 旅行業者等	店頭販売	紙	旅行業者等
	WEB 販売等	紙	宿泊施設 (宿泊施設の下承が必要)
		電子	事務局
②宿泊施設		紙	宿泊施設

※ 事務局は、旅行業者等や宿泊施設に対して、あらかじめ一定数の紙クーポンを発送。不足が見込まれる場合には、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。

※ **旅行業者等・宿泊施設**は、旅行者に紙クーポンを配布する前に、**有効期間及び利用エリアをスタンプ等により記載**した上で、旅行予約ごとに、配布する**紙クーポンの裏面左下の券番号を記録・保管**するか、裏面右上の**QRコードを読み取り記録・保管**する必要がある。

¥1,000

000000 0000000000

QR

Go Toトラベル事業
地域共通クーポン

【取扱店舗控】

取扱店舗様へ

使用済みクーポンを換
金するにあたり、万一入
金額に差異があった場
合、この半券が必要にな
ります。
入金完了を確認するま
で大切に保管ください。

Go Toトラベル事業
地域共通クーポン

〈ご利用に関しての注意〉

・利用エリア及び利用期間にスタンプの無いものは、利用できません。
・券表面にスタンプされた、有効期限内、利用エリア内に限り利用できます。
・取扱店舗、取扱商品等の詳細については、ホームページをご確認ください。
・本券の第三者への売買・譲渡・現金との引き換えはできません。
・払い戻しや交換、再発行は致しません。また釣銭は出ません。
・旅行を取消した場合、必ず配布箇所へクーポン券をご返却ください。
・本券の使用により、利用者に代わって取扱店舗が券面相当額の給付金を受け取ることを承認したものとみなします。
・新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、利用できなくなる場合があります。

〈お問い合わせ〉

Go Toトラベル事業 コールセンター
TEL: 0570-002442

0000000000

0000000000

取扱店舗清算用QR

発行:国土交通省 観光庁

(7) 地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

店頭販売

- ・ 旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布（旅行代金精算時など）

旅行業者等



旅行者



※ 旅行の申込がキャンセルされた場合等には、旅行業者等の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める。

（仮に返還が行われない場合には、事務局は当該旅行業者等又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。）

(7) 地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

WEB販売等

i) 宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）

旅行業者等



枚数等を伝え
宿泊施設に依頼

宿泊施設



旅行者



ii) 電子クーポンを配布（旅行日当日）

旅行業者等



予約番号、
チェックイン日、
宿泊施設所属都道府県、
クーポン金額等
を伝達

事務局



旅行者



(7) 地域共通クーポンの配布方法

② 宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）

宿泊施設



旅行者



※ チェックイン後に宿泊内容の変更（例：滞在日数の短縮）があった場合であって地域共通クーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める。

（仮に返還が行われない場合には、事務局は宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。）

(8) 地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項（禁止事項）

地域共通クーポンと**現金との交換**



地域共通クーポンで購入した商品の
返品の際の返金



券面額以下の利用の場合の**お釣りの返却**



地域共通クーポンの交換

